

自動販売機設置協定書

錦織公園指定管理者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、錦織公園に自動販売機を設置するにあたり下記のとおり協定を締結し、後日のためこの協定書を2通作成し各自保管する。

（自動販売機の設置等）

第1条 乙は大阪府からの公園施設設置許可に基づき、別紙位置図の場所に乙が所有または管理する自動販売機を設置するものとする。

（設置場所への立入）

第2条 甲は乙の従業員等が自動販売機への商品若しくは原材料の補充、売上金の回収、機械の保全、修理、撤去等のために設置場所へ立ち入ることを認める。

（園内通行）

第3条 乙は、自動販売機の管理業務のため公園内を車両通行するときは、予め、甲の許可を得て、次のことを遵守するものとする。

- （1）園内通行は、できるだけ来園者の少ない時間帯に行うこと。
- （2）公園内の走行時は、ハザードランプを点灯し 10km/h以下で徐行し、公園利用者及び公園施設に十分注意すること。
- （3）公園内での事故やトラブルは、すべて乙の責任において対処すること。

（管理業務）

第4条 乙は、自動販売機の管理業務として、商品の品質維持、商品・原材料及び釣銭の補充、売上金の回収、ゴミの回収その他故障や破損等のトラブル対応等をすべて行うものとする。

（保全・修理）

第5条 乙は自動販売機の保全、修理を行う。

- 2 甲は前項の保全に協力し故障が生じた場合は直ちに乙に連絡する。
- 3 自動販売機の修理に要する費用は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とする。

（その他必要経費等）

第6条 乙は、自動販売機の運転に必要な光熱水費（電気料金及び水道料金）について、子メーターの指示値により計測した使用量に応じて、甲が算出した額を甲の指定する方法により、期限までに甲へ支払うこと。なお、振込み手数料は乙の負担とする。

- 2 設置する子メーターについては、適正なものとし、乙の負担により設置すること。

- 3 ブレーカー等の交換及び設置等の措置を行う場合には、大阪府及び甲と協議のうえ、乙の負担により実施すること。

(災害時の対応)

第7条 災害時に大阪府が、自動販売機での無償提供が必要と判断したときは、甲は、乙が設置した災害対応型自動販売機のフリーバンド機能を作動させるものとする。

なお、災害対応型自動販売機（フリーバンド機能）の取り扱いは、甲乙間で別途締結する「災害時における飲料の提供協力に関する協定」に定めるとおりとする。

- 2 乙は、機内在庫飲料提供のために必要な専用鍵を事前に指定管理者に貸与するものとする。

(機密情報の取り扱い)

第8条 甲及び乙は、本協定書及び本協定の履行に伴い知り得た相手方の機密情報（個人情報を含む）を秘密とし、国内の法規に従い本協定の有効期間中はもとより、本協定終了後も適切に取り扱うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めることとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙